

# 告示

## 埼玉県告示第千二十三号

次の表の上欄に掲げる診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所として令和三年八月二日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

診療所		有効期限
名称	所在地	
しらすき川越クリニック	埼玉県川越市上野田町三十五番 四	令和六年八月一日